

令和 2 年度

マーケット・イン型養殖業等実証事業の手引き

令和 2 年 6 月

1 事業の目的と概要

需要に応じた適正な養殖業の推進につながる養殖業（マーケット・イン型養殖業）を実現するため、外部機関による事業性評価（以下、外部評価という。）により個々の経営体が生産管理と経営が見える化し、経営を改善するための養殖業改善計画の作成と認定された計画に基づくマーケット・イン型養殖業等実証事業（以下、実証事業という。）を行うための資材・機材の導入を支援することで養殖経営体の自律的な発展による生産基盤強化を促す事業です。

2 事業の内容

○支援内容

（１）外部評価費支援（養殖業改善計画を作成するための支援）

⇒ 定額補助（上限額 100 万円）

（２）資材・機材の導入費支援

（実証事業を行うための支援）

⇒ 1/2 補助（上限額 5,000 万円）

○支援の対象期間

交付決定日から令和３年３月１０日まで

（支援を受けるためには、期間中に外部評価又は資材・機材の導入、支払いを完了し必要な報告書類を提出する必要があります。）

○対象者

養殖経営体又は養殖経営グループ

○対象養殖種

海産養殖魚類

（養殖業事業性評価ガイドラインが策定済みの養殖対象種）

（ご参考）

養殖業事業性評価ガイドラインは水産庁の HP で公開中です。

URL: <https://www.jfa.maff.go.jp/j/saibai/yousyoku/jigyoseihyoka.html>

※ 貝類、藻類、陸上養殖対象種のガイドラインは令和２年度以降策定予定

○実証事業の期間（資材・機材の導入費支援を受けた場合）

認定養殖業改善計画に基づいた
3事業期間5年以内の実証事業に取り組んでいただきます。

○事業成果の公表（資材・機材の導入費支援を受けた場合）

実証事業で得られた成果内容はマーケット・イン型養殖業・生産
管理評価委員会（以下、評価委員会という。）で検証した後、
事業主体のHPで公表することで広く活用させていただきます。

3 手続きの流れ

（1）はじめに（支援を受けるには）

養殖業者・グループの方が、事業主体である特定非営利活動法人
水産業・漁村活性化推進機構（以下、水漁機構という。）の公募要領
に従い、養殖業改善計画書を作成し応募することから始まります。

（2）公募

①公募時期

水漁機構は令和2年6月を目処に公募要領をHPにて公表しま
す。併せて水産庁のプレスリリースにより周知を行います。

②公募スキーム

i 対象養殖種

海産養殖魚類

ii 公募・採択数（予定）

支援	申込時期	申込 上限	採択 上限	受付方法
支援1 外部評価費 支援	6月頃	40	40 程度	●申込み上限に達するまで先着順 で受付します。ただし、公募要件 を満たさない場合は受付できま せん。
支援2 資材・機材の 導入費支援	9月頃	40	10 程度	●外部評価費支援を受け、資材・機 材の導入費支援を希望される方 を対象に受付します。

iii 採択方法

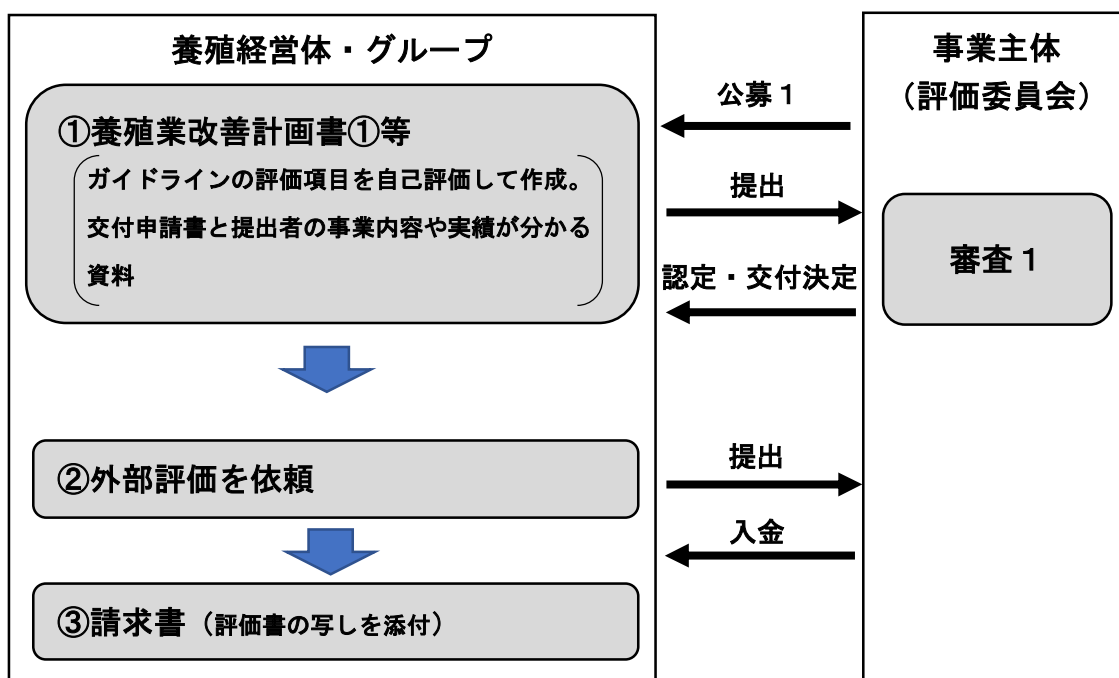
支援 1 及び支援 2 とともに、評価委員会が採択基準に基づき書類審査を行い決定します。採択上限は予算の範囲内で設定するため、予定より上回ることがあります。また、採択基準に満たない事業者が多い場合は各支援の採択上限数を下回ることがあります。

iv 提出種類

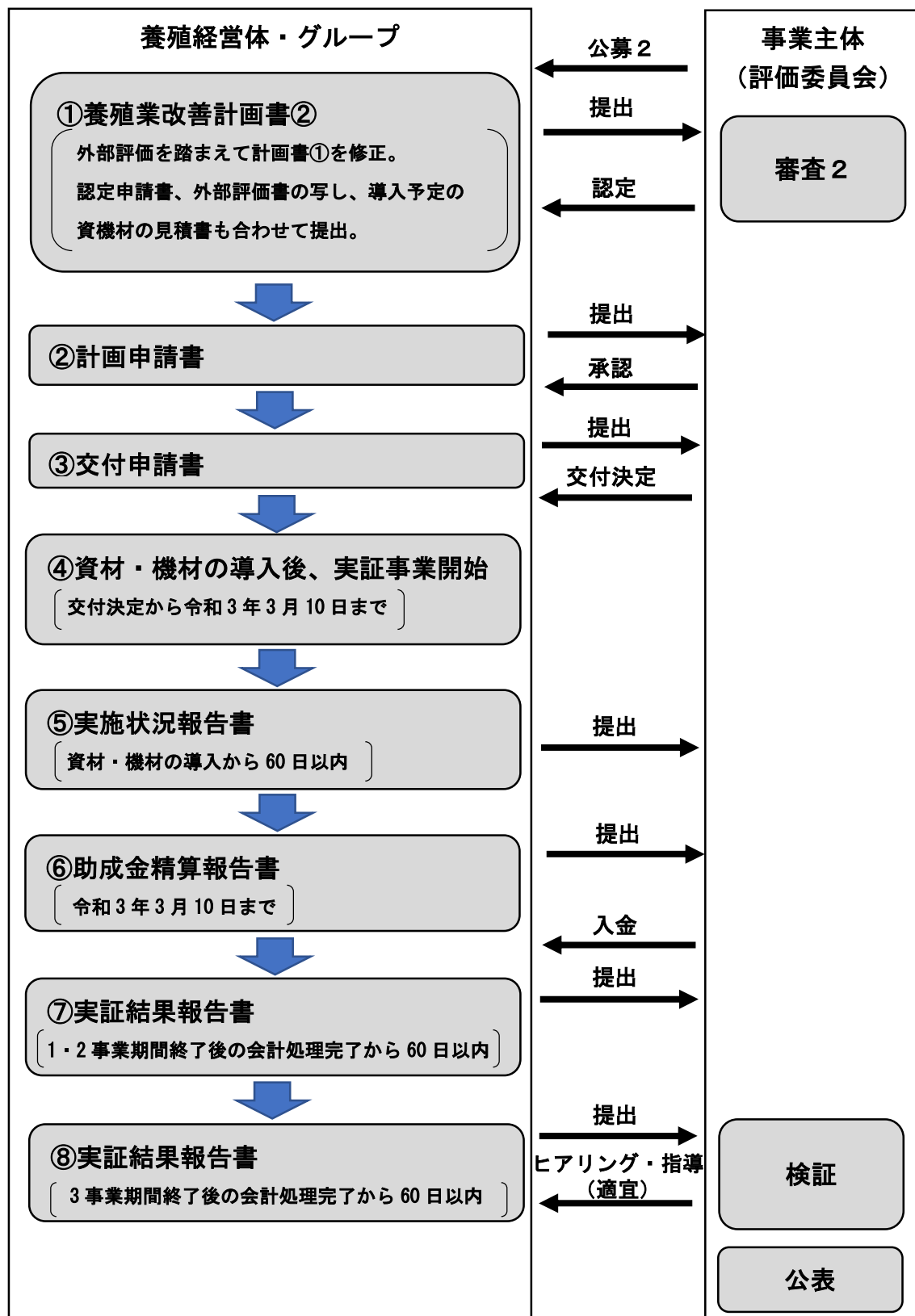
支援	提出書類	提出方法	審査結果
支援 1 外部評価費支援	・養殖業改善計画書①等	書面 (電子媒体可)	書面等で個別にお知らせします。審査詳細についてはお答えしません。
支援 2 資材・機材の導入費支援	養殖業改善計画書②等 (※)	同上	同上

※ 支援 2 で提出する養殖業改善計画書②は支援 1（外部評価費支援）による外部評価結果を踏まえて修正したものです。

(3) 外部評価費の支援（支援 1）



(4) 資材・機材の導入費支援（支援2）



※ 実際の手続きは公募要領及び水漁機構の指示に従ってください。

(ご参考) 審査 1 と審査 2 の違いについて

	審査対象	採択後のスケジュール
審査 1	養殖業改善計画書①（ガイドラインの評価項目を自己評価した結果を踏まえて作成）	i 外部の評価機関に評価を依頼 ii 外部評価を踏まえた養殖業改善計画書の作成・提出（支援 2 を希望する場合）
審査 2	養殖業改善計画書②（外部評価の結果を踏まえて養殖業改善計画書①を修正）	i 支援 2（資材・機材の導入支援）の手続き ii 実証事業の開始

4 Q&A

Q1	外部評価とは何ですか？
A1	外部機関が事業性資産である動産（在庫や商品など）や売掛債権、知的財産などを総合的に評価（事業性評価）し、金融機関が経営体のキャッシュフローの状況や成長性、将来性に着目して安定した資金供給を行おうとするものです。第3者の専門機関による評価書の作成により経営を見える化することで、経営者は経営改善の気づきを得られると共に、金融機関の不安を解消し不動産担保に依存しない適切な与信判断を促進させるものです。

Q2	養殖業事業性評価ガイドラインとは何ですか？
A2	水産庁が養殖業成長産業化の取組の一環として、金融機関による養殖業の経営評価を容易にすることで、養殖経営体の成長に繋がる融資の円滑化を図るために策定したものです。詳しくは、下記の水産庁HPをご覧ください。 (https://www.jfa.maff.go.jp/j/saibai/yousyoku/jigyoseihyoka.html)

Q3	審査は誰がどのような基準で行うのでしょうか？
A3	事業主体が設置するマーケット・イン型養殖業・生産管理評価委員会（養殖、流通、金融、経営の分野の有識者から構成）により審査が行われます。ガイドラインに沿って自己評価や外部評価を行った結果を踏まえたマーケット・イン型養殖業を目指す計画を作成していただくことが採択の要件となりますが、具体的な養殖業改善計画書の様式や審査基準については別に定める公募要領をご参照願います。

Q4	導入する資材・機材に要件はありますか？
A4	マーケット・イン型養殖業や環境変化に応じた適切な養殖管理を行うために認定養殖業改善計画に準じたものであれば全ての資材・機材（種苗、餌、船舶、加工機械など）が対象となります。ただし、計画が認定され交付決定を受けた後、令和3年3月10日までに導入、支払いが完了するものに限られます。

Q5	事業性評価費の支援だけを受けることは可能ですか？
A5	可能です。事業性評価の結果を自身の養殖経営の見直しや必要な融資の獲得等にお役立てください。

5 お問い合わせ先

事業の実施や手続きに関するご相談

●事業主体

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構（事業主体）
〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-2-1 鎌倉河岸ビル5階
☎：03-6866-7111

事業の概要に関するご相談

水産庁増殖推進部栽培養殖課
〒100-8907 東京都千代田区霞が関一丁目2番1号
☎：03-6744-2383